

# 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 障害福祉サービス継続支援金 診療所等物価上昇対応支援金

申請要項

## 申請受付期間

令和8年4月13日（月） ～ 令和8年6月30日（火）

## 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

速やかに支援金を支給するため、電子申請にご協力をお願いします。

### （１）電子申請の場合

下記のホームページから、申請フォームに進んでください。

### （２）郵送の場合

下記のホームページから、該当する様式の申請書をダウンロードしてください。

※申請書様式の郵送を希望する方は、お電話にてご請求ください。

< 提出先 > ↓切り取って宛先にご利用ください

〒380-0821 長野県長野市上千歳町 1137-23  
リアライズ長野ビル 2階  
(日本旅行 長野支店内)

【長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等 事務局】あて

※簡易書留・レターパック等郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

### 【申請フォーム、申請書様式】

電子申請、申請書様式のダウンロードは、右の QR コード  
又は次の URL からお願いします。



(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/r8bukkakoutoushien.html>

## お問合せ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等事務局

電話番号：026-234-6300

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※ 本事業は株式会社日本旅行 長野支店に委託して実施しています。

長野県健康福祉部



# 支援金の申請について

## 1 概要

価格高騰による影響に直面する県内の社会福祉施設・医療機関等を支援するため、「**長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金**」を支給します。

また、障害福祉サービス事業所等（障がい福祉施設）については「**障害福祉サービス継続支援金**」、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所及び薬局については「**診療所等物価上昇対応支援金**」も支給します。

（申請手続きの利便性を図るため、3件の支援金の申請を同時に受け付けます。）

※高齢者福祉施設に対するサービス継続支援は、別途行います。

※医療機関のうち病院に対する物価上昇対応支援は、国が直接受け付けています。

## 2 支給対象者、支給金額等

支給対象者、支給要件、支給金額、申請上の留意点は、各支援金のページをご覧ください。

※支援金によって支給要件等が異なりますので、申請に当たってご留意ください。

支援金	支給対象者 ※詳細は各支援金のページをご覧ください。	支給要件、 支給金額等
長野県社会福祉施設等 価格高騰対策支援金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者福祉施設</li><li>・ 障がい福祉施設</li><li>・ 保護施設</li><li>・ 医療機関（病院、医科診療所（有床・無床）、 歯科診療所）</li><li>・ 助産所</li><li>・ 薬局</li><li>・ 施術所（柔道整復、あん摩マッサージ、はり、 きゅう）</li><li>・ 歯科技工所</li><li>・ 普通公衆浴場</li></ul>	4 ページ～ 7 ページ
障害福祉サービス継続 支援金	障害福祉サービス事業所等（障がい福祉施設）	8 ページ～ 9 ページ
診療所等物価上昇対応 支援金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医科診療所（有床・無床）</li><li>・ 歯科診療所</li><li>・ 薬局</li></ul>	10 ページ～ 11 ページ

### 3 申請方法等

#### (1) 申請受付期間

令和8年4月13日(月) ~ 令和8年6月30日(火)

#### (2) 申請方法及び必要書類

- ・電子申請 表紙のURL又はQRコードから電子申請画面へ進み、必要事項を入力の上、Bの書類を添えて申請してください。
- ・郵送申請 表紙のURL又はQRコードから該当する施設の申請書(A)をダウンロードし、必要事項を記載の上、Bの書類を添えて下記提出先宛てお送りください。

#### A 社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書(兼 障害福祉サービス継続支援金支給申請書/診療所等物価上昇対応支援金支給申請書)

申請書は施設区分ごとに10種類\*に分かれているため、該当する様式を使用してください。

\* ①高齢者福祉施設用

②障がい福祉施設用(※障害福祉サービス継続支援金支給申請書を兼ねます)

③保護施設用

④医療機関(病院・医科診療所(有床・無床)、歯科診療所)用(※医科診療所(有床・無床)及び歯科診療所については、診療所等物価上昇対応支援金支給申請書を兼ねます)

⑤助産所用

⑥薬局用(※診療所等物価上昇対応支援金支給申請書を兼ねます)

⑦施術所(柔道整復・受領委任取扱い施設)用

⑧施術所(あん摩マッサージ、はり、きゅう・受領委任取扱い施設)用

⑨歯科技工所用

⑩普通公衆浴場用

#### B 振込先口座の通帳等の写し (※)振込先口座については下記(3)をご覧ください。

「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が鮮明に読み取れるもの

通帳がない場合は、上記を確認できるもの

通帳の場合は表紙をめくった見開きページを添付(口座名義人のフリガナ確認のため)

電子申請の場合は、写真データでも可

※振込先口座は、申請者名義(法人であれば当該法人名義、個人事業主であれば当該個人名義)の口座を指定してください。

やむを得ず申請者名義以外の口座を指定する場合は、上記A・Bの書類に加えて、委任状(委任者の押印が必要です)をご用意いただき、郵送で申請してください。

委任状の参考様式は、表紙のURL又はQRコードからご確認いただけます。

<提出先>

〒380-0821 長野県長野市上千歳町1137-23 リアライズ長野ビル2階  
(日本旅行 長野支店内)  
「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等 事務局」あて

※令和8年6月30日(火)の消印有効です。

※郵送申請の際は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

### (3) 振込先口座

- ・振込先口座は、申請者名義（法人であれば当該法人名義、個人事業主であれば当該個人名義）の口座を指定してください。
- ・前回の長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金（支援期間：令和7年1月1日～令和7年6月30日、申請期間：令和7年4月16日～令和7年6月30日）の支給を受けた場合は、前回と同じ口座を振込先口座に指定してください。（銀行が合併して口座番号が変更になった場合などは新しい口座で構いません）

## 4 お問合せ先

---

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金等事務局

電話番号：026-234-6300

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※本事業は株式会社日本旅行 長野支店に委託して実施しています。

## 5 申請後の手続き等

---

- ・申請から支払いまでは約3か月を予定しています。ただし、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要し、支払いまで3か月以上かかる場合があります。
- ・申請書類を受領後、審査の結果、支援金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
- ・支給決定の旨と支払予定日を記載した通知を郵送でお送りします。
- ・申請要件を満たさない等の理由により、支援金の不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

## 6 その他注意事項

---

- ・支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。
- ・申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、県が定める期限までに修正の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・上記不備等がない場合は、事務局からの申請内容に関する連絡等はいたしません。
- ・身体に障がいのある方が申請される場合は、代筆でも構いません。
- ・国や市町村など他団体からの同趣旨の支援金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。ただし、本支援金を受給した後に他の同趣旨の支援金を受給できるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

※QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

# 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金

## 1 概要

価格高騰の影響を緩和するため、社会福祉施設・医療機関等を対象に「社会福祉施設等価格高騰対策支援金」を支給します。

## 2 支給対象者等

### (1) 支給対象者

支給対象者は、長野県内に所在する下表に定める施設・事業所の設置者又は開設者です。

施設等区分		施設種別
①高齢者福祉施設	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなし <sup>*</sup> を除く。）
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなし <sup>*</sup> を除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援
②障がい福祉施設	入所系	施設入所支援、共同生活援助、短期入所（併設型、単独型に限る。）、医療型障害児入所施設
	通所系①	生活介護、療養介護
	通所系②	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
③保護施設	入所系	救護施設
	通所系	社会事業授産施設
④医療機関		病院、医科診療所（有床・無床）
⑤医療機関		歯科診療所（病院併設の診療所は対象外）
⑥助産所		－
⑦薬局		－
⑧施術所（柔道整復）		－
⑨施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		－
⑩歯科技工所		－
⑪普通公衆浴場		－

※ 病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所

## (2) 支給対象外

- ・ 設置者（高齢者福祉施設にあっては介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームの指定等の申請者、障がい福祉施設にあっては障害福祉サービス等の指定の申請者）が国及び地方公共団体
- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

## 3 支給要件

---

### (1) 共通要件

- ・ 光熱費、食材費について原油価格等の高騰の影響を受けていること
- ・ 申請日現在で休止中でなく、また、支援期間（令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日）において休止又は廃止の予定がないこと

### (2) 施設等区分別要件

#### ① 高齢者福祉施設

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームであること

#### ② 障がい福祉施設

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている事業所等であること（基準該当事業所を除く）

#### ③ 保護施設

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、救護施設にあっては開設の認可を受け、社会事業授産施設にあっては開設の届出を行い、又は許可を受けていること

#### ④ 医療機関（病院・医科診療所（有床・無床））

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、保険医療機関であること

#### ⑤ 医療機関（歯科診療所）

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、保険医療機関であること

#### ⑥ 助産所

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること

#### ⑦ 薬局

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、保険薬局であること

#### ⑧ 施術所（柔道整復）

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い<sup>※</sup>施設の指定を受けていること

#### ⑨ 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、開設の届出をしている施術所であって、かつ、受領委任取扱い<sup>※</sup>施設の指定を受けていること（出張専門を含む）

⑧⑨※ 施術者が医療保険で定める施術を行う場合に、被保険者（患者）は窓口で一部負担金のみを支払い、施術者が被保険者（患者）に代わって保険者等に療養費の支給申請を行い、療養費を受け取ること

## ⑩ 歯科技工所

- ・ 令和7年12月1日時点で、保健所へ開設の届出をしていること

## ⑪ 普通公衆浴場

- ・ 令和7年12月1日時点で、物価統制令（昭和21年3月3日号外勅令第118号）により入浴料金の統制を受けている普通公衆浴場であって、かつ、営業の許可を受けていること

## 4 支給金額

以下の区分ごとに1施設等あたり基準単価+加算額の合計を支給します。

施設等区分		支給金額（1施設等あたり）	
		基準単価	加算額
①高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	— ※2	2千円×利用定員※1※3
	入所系（上記以外のサービス）	100千円※4	2千円×利用定員※1※3
	通所系	60千円	2千円×利用定員※1
	訪問系	20千円	—
②障がい福祉施設	入所系（併設型短期入所）	— ※2	20千円×利用定員※1
	入所系（上記以外のサービス）※5	100千円	20千円×利用定員※1
	通所系①（生活介護及び療養介護）	60千円	2千円×利用定員※1
	通所系②（上記以外のサービス）	60千円	—
	訪問系①※6	20千円	—
	訪問系②※6	20千円	—
③保護施設	入所系	100千円	20千円×利用定員※1
	通所系	60千円	—
④医療機関	病院	100千円	20千円×許可病床数※1
	医科診療所（有床）		
	医科診療所（無床）	60千円	—
⑤医療機関	歯科診療所	60千円	—
⑥助産所		60千円	—
⑦薬局		60千円	—
⑧施術所（柔道整復）		20千円※7	—
⑨施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		20千円※7	—
⑩歯科技工所		20千円	—
⑪普通公衆浴場		30千円	—

### 【支給金額算定にあたっての留意事項】

- ※1 加算額の算定における利用定員及び許可病床数は、令和7年12月1日現在とします。
- ※2 高齢者福祉施設（入所系）のうち併設型短期入所生活介護及び障がい福祉施設（入所系）のうち併設型短期入所は、本体施設で算定するため、基準単価は支給しません。
- ※3 高齢者福祉施設（入所系）の利用定員について、短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは軽費老人ホームの定員とします。

- ※4 (地域密着型) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームについては、軽費老人ホームでのみ基準単価を算定してください。
- ※5 障がい福祉施設(入所系)の医療型障害児入所施設は、病院の基準単価及び加算額で算定するため、障がい福祉施設の基準単価及び加算額は支給しません。
- ※6 障がい福祉施設(訪問系)について、一つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたり基準単価20千円とします。
- (例) 一つの施設等において、訪問系①のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている場合でも、支給金額は20千円です。なお、訪問系①と訪問系②は別の区分であるため、一つの施設等において訪問系①の居宅介護と訪問系②の計画相談の指定を受けている場合、支給金額は20千円+20千円=40千円です。
- ※7 施術所(柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)について、一つの施設において、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく柔道整復又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づくあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数にかかわらず、1施設あたりの基準単価は20千円とします。

## 5 申請上の留意事項

---

- ・本支援金における支援期間は、令和7年12月1日から令和8年5月31日です。
- ・申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。ただし、審査は施設・種別ごとに行いますので、支払日が異なる場合もあります。
- ・本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設・事業所は対象となります。
- ・1法人で複数の施設・事業所を運営している場合(例:A法人が病院と介護老人保健施設を運営)、どちらも支給を受けられます。
- ・介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等で、一つの事業所で複数の指定を受けている場合(例:介護老人保健施設と通所リハビリテーション、施設入所支援と生活介護、就労継続支援A型とB型等)、それぞれのサービス種別ごとに計上できます。ただし、障害福祉サービス事業所のうち、訪問系①②の事業所については前記4の※6によります。
- ・介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等であって、共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請してください。
- ・医科診療と歯科診療を同一施設で実施している場合は、病院・医科診療の区分で申請してください。(歯科診療所区分との重複申請はできません。)
- ・申請日時点で休止中の施設・事業所は対象となりません。
- ・**提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。**

# 障害福祉サービス継続支援金

## 1 概要

障害福祉サービス事業者等が継続してサービス提供を行うための備品や大規模災害の備えとしての備蓄品の購入費用として、「障害福祉サービス継続支援金」を支給します。

## 2 支給対象者等

### (1) 支給対象者及び支給金額

支給対象者は、長野県内に所在する下表に定める事業所の設置者です。

以下の区分ごとに1事業所あたりの支給金額を支給します。

施設等区分		支給金額 (1事業所あたり)
入所系	施設入所支援、共同生活援助、短期入所（併設型、単独型に限る）、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設	140,000 円
通所系	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス	140,000 円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	200,000 円
相談系	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	100,000 円

### (2) 支給対象外

- ・ 設置者が国及び地方公共団体（指定管理施設を除く）
- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

## 3 支給要件

- ・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で、障害福祉サービス等の事業者指定を受けている事業所であること（基準該当事業所を除く）
- ・ 支給決定から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、(1)～(3)それぞれの経費について、支給金額を超える額を支出する事業所であること

### (1) 訪問・送迎に係る経費

燃料費、有料道路通行料等の訪問・送迎に係る移動に伴い必要となる経費

(2) 熱中症対策に係る経費

気候変動の影響による猛暑などの困難な事態下に障害福祉サービス等を継続するために必要となる経費

(例) ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッチ、冷感ポンチョ、業務用スポットクーラー、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の購入費用

(3) 防災対策に係る経費

災害発生時に障害福祉サービス等を継続するために必要な経費

(例) 飲料水・食料品等の備蓄物資、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入費用

## 【支給金額算定にあたっての留意事項】

※1 申請にあたっては、支給決定から令和9年3月31日までの間に前記3に定める経費の支出を行うことに関しての誓約が必要となります。

※2 申請にあたっては、対象経費に係る収入支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、支給決定の日の属する年度の終了後5年間保管することが必要です。支援金の支給決定後、これらの書類の提出を求める場合があります。審査の結果、虚偽の申請が認められた場合は、支給決定を取消します。

※3 訪問系事業所及び相談系事業所について、一つの事業所において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、**訪問系事業所は1事業所あたり支給金額を200,000円、相談系事業所は1事業所あたりの支給金額を100,000円**とします。

(例) 一つの事業所において、訪問系のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている場合でも、支給金額は200,000円です。

## 4 申請上の留意事項

---

- ・申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。ただし、審査は事業所・サービス種別ごとに行いますので、支払日が異なる場合があります。
- ・本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する事業所は対象となります。
- ・一つの事業所で複数の指定を受けている場合（例：施設入所支援と生活介護、就労継続支援A型とB型等）、それぞれのサービス種別ごとに計上できます。ただし、訪問系及び相談系の事業所については前記3の※3によります。
- ・共生型の事業所は、本体事業所が障害福祉サービス事業所等として指定されている場合のみ対象となります。
- ・申請日時点で休止中の事業所は対象となりません。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

# 診療所等物価上昇対応支援金

## 1 概要

医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局に対して「診療所等物価上昇対応支援金」を支給します。

## 2 支給対象者等及び支給要件

### (1) 支給対象者及び支給要件

対象施設 <sup>※1</sup>	支給要件
有床診療所（医科・歯科 <sup>※2</sup> ）	健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること。
無床診療所（医科・歯科 <sup>※2</sup> ）	
保険薬局	

※1 申請日時点で休止中でないこと。

※2 給付金の支給を受けた診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

### (2) 支給対象外

- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないとする者

## 3 支給金額

以下の区分ごとに1施設あたりの支給金額を支給します。

施設等区分		支給金額（1施設あたり）
有床診療所 （医科・歯科）	許可病床数 <sup>※1</sup> が13床以下	1施設 × 170千円
	許可病床数 <sup>※1</sup> が14床以上	病床数 × 13千円
無床診療所 （医科・歯科）	—	1施設 × 170千円
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下 <sup>※2</sup>	1施設 × 85千円
	6店舗以上19店舗以下 <sup>※2</sup>	1施設 × 75千円
	20店舗以上 <sup>※2</sup>	1施設 × 50千円

※1 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって、令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、「病床数適正化支援事業（令和7年6月19日7医第114号）」により同年8月2日以降に削減した病床数を除く。

※2 当該保険薬局を含む。

## 4 申請上の留意事項

---

- ・本支援金は、厚生労働省「賃上げ・物価上昇に対する支援事業」の内、物価上昇支援に該当するものです。
- ・申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。ただし、審査は施設・種別ごとに行いますので、支払日が異なる場合もあります。
- ・本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設・事業所は対象となります。
- ・医科診療と歯科診療を同一施設で実施している場合は、医科診療の区分で申請してください。（歯科診療所区分との重複申請はできません。）

ただし、病院と歯科診療所、医科診療所と歯科診療所が併設されている場合であって、それぞれで"開設届"が出されている場合は、それぞれが給付対象となります。本事例に該当する場合は、事務局にご相談ください。

- ・申請日時時点で休止中の施設・事業所は対象となりません。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。